

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 二六五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 二六五
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 二六六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二六六
- 任意契約の相手方を決定した件 二六六

告 示

福島県告示第四百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八八番一ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヨークベニマル

代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
(変更後) 株式会社ヨークベニマル
代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

- 三 変更した年月日
令和三年二月十一日
- 四 届出年月日
令和四年五月二十七日
- 五 届出をした者
大和リース株式会社
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年六月二十四日から同年十月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八八番一ほか
- 二 変更しようとする事項
1 駐車場の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) (一) 数 四箇所
(二) 位置 別紙図面のとおり

(変更後) 数 五箇所

(二) 位置 別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

令和五年一月二十八日

四 届出年月日

令和四年五月二十七日

五 届出をした者

大和リース株式会社

株式会社ヨークベニマル

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百六十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、請戸加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

令和四年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄
(水産課)

福島県告示第四百六十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から令和四年六月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

令和四年六月二十四日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公 告

公告第146号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県震度情報ネットワークシステム改修業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年6月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県震度情報ネットワークシステム改修業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県危機管理部危機管理総室災害対策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月27日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽二丁目6番1号
- 随意契約に係る契約金額
77,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(災害対策課)